



消費者庁イラスト集より

近所の空き店舗に入った店のチラシに、日用品が安価で販売されると書かれてあった。高齢の母が何度か通ううちに、高額な磁気治療器や健康食品を勧められ、2年間で100万円以上購入していたことが判明した。

楽しく通ううちに高額な商品を購入 催眠商法に気を付けて！



ここが重要ベニ！！

●催眠商法とは、無料で商品を配って雰囲気盛り上げ、冷静な判断ができなくなった状態で、高額な健康治療器や健康食品などを契約させる手口です。

- 通い続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると、断り切れなくなる場合もあります。中には、老後の資金を崩してまで商品を購入する高齢者の例もあります。
- 会場に足を運んでしまった場合は、勧誘されても必要がなければその場できっぱり断りましょう。断り切れずに契約してしまった場合でも、クーリング・オフができることがあります。
- 困ったときは一人で悩まず、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン ^い ^や ^や 188もご利用ください

山形市公式LINE
にて毎月センター
情報を配信中です

